

受託業者を特定するための評価基準

別紙1

業務名：一般国道308号 渋滞対策等検討業務委託（地域連携道路事業）

●配置予定技術者（企業）の経験及び能力等

評価項目	評価の着目点			技術点				
	判断基準			管理技術者	担当技術者(※4)	照査技術者	小計	合計
配置予定技術者（企業）の経験及び能力※5	資格要件	技術者資格	技術者資格を次のとおり評価する。 ①技術士（総合技術監理部門（建設）「道路」） ①技術士（建設部門「道路」） ②RCCM「道路」 ③上記①②以外	①2 ②1 ③0	①2 ②1 ③0	①1 ②0.5 ③0	5	23
		専門技術力	平成26年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務の実績を次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。） 同種業務：「渋滞対策」及び「渋滞調査」業務（※1） ①同種業務の実績が2件以上ある ②同種業務の実績がある ③上記①②以外	①3 ②1.5 ③0	①2 ②1 ③0	/	5	
	情報収集力	地域精通度	平成26年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した近畿地方整備局又は奈良県土木マネジメント（部発注の下記業務実績の有無について、次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。） ①奈良県奈良市内における業務実績あり ②上記①以外の奈良土木事務所管内における業務実績あり ③上記①②以外	①2 ②1 ③0	①2 ②1 ③0	/	4	
		企業の技術業務執行力	令和2年4月1日以降、令和6年3月31日までに完了した奈良県土木マネジメント部発注の建設コンサルタント業務の委託業務等成績評定点を、次のとおり評価する（※2）（※3）。 ①6.5点以上（業務成績評定点の平均値-6.5）×0.2 ②6.0点以上6.5点未満（業務成績評定点の平均値-6.5）×0.4 ③6.0点未満 -3	Max 7			7	
	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力②	近畿地方整備局発注の令和2年4月1日以降、令和6年3月31日までに完了した業務のうち、本業務の公告日までに表彰された優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者表彰（建設コンサルタント等）の経験について、次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。） ①局長表彰の実績あり ②部長表彰の実績あり ③事務所長表彰の実績あり ④上記①②以外	①1 ②0.5 ③0	①1 ②0.5 ③0	/	2
手持ち※5業務量	専任制	公告日時における契約額500万円以上の手持ち業務量について、次のとおり評価する。（照査技術者として従事するものは含めない。） ①手持ち業務の契約総額1億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ②手持ち業務の契約総額1億円以上2億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ③上記①②以外	①3 ②1.5 ③0	①2 ②1 ③0	/	5		

- ※1 国又は地方公共団体が発注した業務に限る。また、一契約の業務で両方の実績を有するものに限る。
- ※2 予定価格100万円以上の奈良県土木マネジメント部発注業務の業務実績がない場合は6.5点として評価は0点とする。
- ※3 評価対象となる委託業務等成績評定点は[調査、計画業務]・[概略、予備設計業務]・[詳細設計業務]・[工事管理業務]・[積算技術業務]とする。（[測量作業、地質調査、単純調査等業務]を除く。）
- ※4 担当技術者を複数もつ場合の評価値は、各々の担当技術者の平均値により算出する。
- ※5 「配置予定技術者（企業）の経験及び能力」、「手持ち業務量」の状況を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加点しない。

●業務の実施方針

評価項目	評価の着目点			技術点		
	判断基準			評価点	小計	合計
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。		※※	4	14
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。			2	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。			2	
	その他	業務内容に適した実施体制となっている場合に優位に評価する。			6	

●評価テーマ

評価項目	評価の着目点			技術点		
	判断基準			評価点	小計	合計
評価テーマに関する技術提案	評価テーマ1「現況把握と将来道路ネットワーク計画の立案」について	①「現況把握」において、渋滞原因の分析・考察を行ううえでの着眼点及び手法について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。	※※	18	38	
		②「将来道路ネットワーク計画の立案」を行ううえでの着眼点及び手法について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。		20		
	評価テーマ2「効果の検証」について	①「ミクロシミュレーションを用いた効果検証」を行ううえでの着眼点及び手法について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。	※※	20	20	

評価項目	評価の着目点			技術点		
	評価項目	評価基準		評価点	小計	合計
参考見積	業務コストの妥当性 業務量の目安として示した限度額を超えている場合、又は、見積項目が不足している場合は特定しない。					-
合計						100

※※ の評価点は、審査員による5段階評価（100%・75%・50%・25%・0%）を行い、その平均点により算出する。
技術点は、小数第3位を切り捨てし小数第2位まで算出する。